
<速報>多層カーボンナノチューブ(MWCNT)に関する厚生労働省の対応
～MWCNT の一品種である MWNT-7 をがん原性指針の対象物質に追加～

2015年8月にお知らせしましたように、MWNT-7を「化学物質による健康障害を防止するための指針」（がん原性指針）の対象にすべく、厚生労働省にて検討が進められてきました。今般2016年3月31付けで公示等が発出されましたので、以下にお知らせいたします。

1. 対象物質について

- ・多層カーボンナノチューブ（がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものに限る。）

多層カーボンナノチューブのうち、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのあるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるものは、哺乳動物を用いた長期毒性試験で発がん性が確認された、株式会社物産ナノテク研究所、ナノカーボンテクノロジーズ株式会社又は保土谷化学工業株式会社が製造した、MWNT-7（ナノサイズ（直径で概ね100nm以下）のものに限る。以下同じ。）及びNT-7Kであること。

これにより、MWNT-7又はNT-7K及びこれらを1%を超えて含有する物（以下「MWNT-7等」という。）について改正指針に基づく措置が必要となるが、MWNT-7又はNT-7Kをナノサイズ（直径で概ね100nm以下）を超える粒径に造粒したもの又はこれらが樹脂等の固体に練り込まれている状態のもの等を取り扱う場合であって労働者がMWNT-7又はNT-7Kにばく露するおそれがないときは、改正指針に基づく措置を要しないこと。ただし、当該造粒品や固体等を粉砕する等により労働者にMWNT-7又はNT-7Kへのばく露のおそれがある業務については、改正指針に基づく措置が必要となること。

2. がん原性指針に規定する措置について

①がん原性指針全体について

がん原性指針では今回のMWNT-7を含めて38物質を規定している。MWNT-7として適用すべき部分は以下の通りである。

- ・がん原性指針のうち、3（4）、4（3）、5、6、7（3）

具体的な内容を確認する際には、後述の「4. 関連する公示、指針、通達等及びそのリンク」の「がん原性指針の改正」を参照されたい。

②保護具等について

1) 呼吸用保護具

平成21年3月31日付け基発第0331013号「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」の別紙の3（1）及び（2）を踏まえ、必要に応じて3（4）エ（ア）を参考にする等適切に対応すること。

2) 保護衣、保護手袋等

平成21年3月31日付け基発第0331013号「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」の別紙の3(1)及び(2)を踏まえ、必要に応じて3(4)エ(イ)及び同(エ)を参考にする等適切に対応すること。

3) 保護眼鏡

平成21年3月31日付け基発第0331013号「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」の別紙の3(1)及び(2)を踏まえ、必要に応じて3(4)エ(ウ)を参考にする等適切に対応すること。

上記1)～3)の対応すべき内容については、後述の「4. 関連する公示、指針、通達等及びそのリンク」の「がん原性指針の改正」を参照されたい。

③作業環境測定について

対象試料の採取方法及び分析方法は、以下に示すもの又はこれと同等以上の性能を有するものによること。

- ・ 試料採取方法：ろ過捕集方法
- ・ 分析方法：炭素分析法又は高速液体クロマトグラフ分析方法

作業環境測定の方法の詳細(参考例)は、後述の「4. 関連する公示、指針、通達等及びそのリンク」の「「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」について」の「別紙3」を参照されたい。

3. その他(留意事項等)

MWNT-7等は、炭素製品又は炭素原料の一種であることから、MWNT-7等を製造し、又は取り扱う業務のうち一部の業務については、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)別表第1に規定する「粉じん作業」及びじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号。以下「じん肺則」という。)別表に規定する「粉じん作業」に該当するため、粉じん則及びじん肺則に定められた措置が必要になること。さらに、「ナノマテリアルに対するばく露防止のための予防的対応について(平成21年3月31日付け基発第0331013号)」に示すところの、ばく露防止対策等(外部への汚染防止や、爆発火災防止対策を含む。)にも引き続き留意すること。

4. 関連する公示、指針、通達等及びそのリンク

以下に、関連する公示、指針、通達等及びそのリンクを示す。また関連文書は、NBCIのホームページ会員専用ページ内の社会受容・標準化委員会欄に掲載している。

①化学物質の告示

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/ourei/H160331K0040.pdf>

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/ourei/H160331K0041.pdf>

②がん原性指針の公示

- ・がん原性指針の一部を改正する指針

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/kouji/K160331K0010.pdf>

- ・新旧対照表

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/kouji/K160331K0011.pdf>

- ・がん原性指針の改正

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/kouji/K160331K0012.pdf>

③通達

- ・「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/tsuchi/T160406K0020.pdf>

- ・「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」について

<http://www.ourei.mhlw.go.jp/ourei/doc/tsuchi/T160406K0030.pdf>

④その他

- ・パブリックコメントの意見募集結果

[http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495150224
&Mode=2](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495150224&Mode=2)

- ・平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331013 号「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」

http://www.iniosh.go.jp/publication/doc/houkoku/nano/files/Notification_0331013.pdf

以上

2016 年 4 月 12 日

(担当：NBCI 事務局次長 加藤豊)

--NBCI--

一般社団法人ナノテクノロジービジネス推進協議会 (NBCI)

TEL: 03-3518-9811 (代) FAX: 03-5280-5710

〒101-0062 千代田区神田駿河台 1-8-11 東京 YWCA 会館 3 階

<http://www.nbci.jp>
